様式第二号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事、保健所設置市長又は特別区の長」に改める。

様式第三号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事、保健所設置市長又は特別区の長」に、「名主たる事務所の所在地」を「名主たる食鳥検査に係る事務所の所在地」に改める。

様式第四号から第十号までの規定中「厚生労働大臣」を「都道府県知事、保健所設置市長又は特別区の長」に改める。

様式第十三号中「ちょう付」を「貼付」に、「抜すい」を「抜粋」に、「厚生労働大臣又は委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「指定検査機関」を「その指定検査機関」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第二条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百七条第四十二号を次のように改める。

四十二　削除

第七百十五条第六号を削る。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令の廃止）

第三条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第三十八号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。